

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十八号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成二十八年徳島県条例第六十九号）は、廃止する。

附則

- 1 この条例は、令和三年十二月二十二日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 廃止前の徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例本則の表に掲げる法人であつて、令和三年十二月二十二日前に徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第二項の規定による寄附金を受け入れるものについては、なお従前の例による。